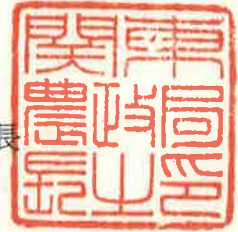




28 関振第 143 号
平成 28 年 4 月 22 日

茨城県知事 殿

関東農政局長



基幹水利施設保全管理対策実施要領の一部改正について

このことについて、平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生畜第 1948 号をもって生産局長、27 経営第 3251 号をもって経営局長及び 27 農振第 2135 号をもって農村振興局長より通知があったので、御了知の上、本事業の円滑かつ適正な実施に御配慮をお願いします。

227-5



27 生畜第 1948 号
27 経営第 3251 号
27 農振第 2135 号
平成 28 年 4 月 1 日

関東農政局長 殿

生 産 局 長

経 営 局 長

農 村 振 興 局 長

基幹水利施設保全管理対策実施要領の一部改正について

平成 28 年度予算が平成 28 年 3 月 29 日に成立したことに伴い、「基幹水利施設保全管理対策実施要領」（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生産第 11157 号農林水産省生産局長、22 経営第 7324 号農林水産省経営局長、22 農振第 2208 号農林水産省農村振興局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本事業の円滑かつ適正な実施に特段の御配慮を願いたい。

なお、貴局管内の都県知事に対しては、貴職から通知願いたい。

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第2 対策の内容</p> <p>1 要綱第2の1の(1)の内容は、別紙1によるものとする。</p> <p>2 要綱第2の1の(2)の内容は、別紙2によるものとする。</p> <p>3 要綱第2の1の(3)の内容は、別紙3によるものとする。 [削る。]</p>	<p>第2 対策の内容</p> <p>1 要綱第2の1の(1)の内容は、別紙1によるものとする。</p> <p>2 要綱第2の1の(2)の内容は、別紙2によるものとする。</p> <p>3 要綱第2の1の(3)の内容は、別紙3によるものとする。</p> <p>4 要綱第2の1の(4)の内容は、別紙4によるものとする。</p>
<p>第3 対策の実施手続</p> <p>要綱第4のうち、本対策の実施に必要な資料の種類、農林水産省農村振興局長への提出手順は、別紙1から別紙3までの第4に定めるとおりとする。 [削る。]</p>	<p>第3 対策の実施手続</p> <p>要綱第4のうち、本対策の実施に必要な資料の種類、農林水産省農村振興局長への提出手順は、別紙1から別紙3までにおいては第4、別紙4にあっては第4から第6まで及び第10に定めるとおりとする。</p>
<p>[削る。]</p>	<p>第4 対策に要する費用</p> <p>要綱第2の1の(4)に規定する対策に要する費用のうち国の助成対象となるものは、別紙4の第9に定めるとする。</p>
<p>要領別紙1（農業基盤情報基礎調査に係る運用） 第1～4 [略]</p> <p>[削る。]</p>	<p>要領別紙1（農業基盤情報基礎調査に係る運用） 第1～4 [略]</p>
<p>[削る。]</p>	<p>第5 実施期間</p> <p>この調査の実施期間は、平成23年度から平成28年度までとする。</p>
<p>要領別紙2 [略]</p>	<p>要領別紙2 [略]</p>
<p>要領別紙3（長寿命化施工技術推進対策に係る運用） 第1～4 [略]</p> <p>[削る。]</p>	<p>要領別紙3（長寿命化施工技術推進対策に係る運用） 第1～4 [略]</p>
<p>[削る。]</p>	<p>第5 実施期間</p> <p>本対策は、平成23年度から平成27年度まで毎年度実施する。</p>
<p>[削る。]</p>	<p>要領別紙4（施設管理技術者育成対策に係る運用） 第1～11 [略]</p>

[削る。]

別記様式第1～6号 [略]

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前にこの要領に基づき実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。

基幹水利施設保全管理対策実施要領

平成23年4月1日付け22生産第11157号

22経営第7324号

22農振第2208号

最終改正 平成28年4月1日付け27生畜第1948号

27経営第3251号

27農振第2135号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北 海 道 知 事

殿

生 産 局 長

経 営 局 長

農 村 振 興 局 長

第1 趣旨

基幹水利施設保全管理対策実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2207号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定める基幹水利施設保全管理対策（以下「本対策」という。）の実施の運用については、要綱によるほか、この実施要領によるものとする。

第2 対策の内容

- 1 要綱第2の1の(1)の内容は、別紙1によるものとする。
- 2 要綱第2の1の(2)の内容は、別紙2によるものとする。
- 3 要綱第2の1の(3)の内容は、別紙3によるものとする。

第3 対策の実施手続

要綱第4のうち、本対策の実施に必要な資料の種類、農林水産省農村振興局長への提出手順は、別紙1から別紙3までの第4に定めるとおりとする。

附 則 この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前にこの要領に基づき実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。

要領別紙 1 (農業基盤情報基礎調査に係る運用)

第 1 趣旨

各種の農業農村整備事業等に係る事業実績及び農地、基幹的農業水利施設、農業用ため池等の整備状況について、毎年度、一元的かつ体系的に把握するとともに、農業農村整備事業等の実施が地域の農業構造等に与える影響について分析を行うことにより、土地改良長期計画の作成及び農業農村整備事業等の効率的かつ効果的な実施に資するものである。

第 2 内容

1 農業基盤整備状況調査

(1) 調査対象事業

この調査は、次に掲げる事業を対象事業とする。

- ① 農業農村整備事業
- ② 災害復旧事業のうち農業施設災害関連事業
- ③ ①及び②以外の国が補助する事業のうち農業生産基盤の整備を行うもの
- ④ 都道府県又は市町村が国の補助を受けずに行い、又は補助する事業(以下「地方単独事業」という。)のうち農業生産基盤の整備を行うもの
- ⑤ 土地改良区、農業者等が国、都道府県若しくは市町村の直接又は間接の補助を受けずに株式会社日本政策金融公庫の融資により行う事業(以下「融資単独事業」という。)のうち農業生産基盤の整備を行うもの

(2) 事業費、事業量等の把握

① 国が行い又は補助する事業

国が行い又は補助する事業((1)の①から③までの事業)については、調査実施年度の前年度(以下「調査対象年度」という。)における事業地区別の事業費、事業量等を把握するとともに、調査実施年度内に調査結果を取りまとめるものとする。

② 地方単独事業等

地方単独事業及び融資単独事業については、調査対象年度における事業費、事業量等を把握するとともに、調査実施年度内に調査結果を取りまとめるものとする。

(3) 農業生産基盤の整備状況の把握

この調査は、調査対象年度に整備を実施した事業地区における農地、基幹的農業水利施設及び農業用ため池の整備状況等(調査対象年度の年度末時点)を把握するとともに、調査実施年度内に調査結果を取りまとめるものとする。

① 農地の整備状況

調査対象年度において整備を実施した事業地区における地目、土地利用計画区分及び整備状況を同一とする農地の領域ごとに、農地の整備状況及び整備面積を

把握するとともに農地全体の整備面積に反映する。あわせて調査対象年度における農地のかい廃の状況も当該整備面積に反映する。

② 基幹的農業水利施設の整備状況

調査対象年度において整備を実施した基幹的農業水利施設（農業用排水のための利用等に供される施設であって、その受益農地面積が100ha以上のもの）を対象に、各施設別の施設諸元、管理団体、建設年度、建設費、受益面積等を把握する。

③ 水利系統の状況

調査対象年度において整備を実施した基幹的農業水利施設について、水利系統（河川等に接続する取排水口を起点とする一連の基幹的農業水利施設の受益農地の範囲）の状況を把握する。

④ 農業用ため池の整備状況

かんがい用水を貯留することを目的に築造された農業用ため池のうち受益農地面積が2ha以上のものを対象とし、調査対象年度において整備を実施した農業用ため池について、施設諸元、受益面積等を把握する。

(4) 調査地図の作成

この調査は、調査対象年度において整備を実施した事業地区における地目、土地利用計画区分及び整備状況を同一とする農地の領域ごとの農地界、基幹的農業水利施設の位置、水利系統及び農業用ため池の位置を2万5千分の1の地形図に示す。

2 農業基盤情報管理調査

この調査は、1の調査結果その他農業農村整備事業等の実施が地域の農業構造等に与える影響の分析に必要な情報について、地理情報システムを活用して地理空間情報の更新及び管理を行う。

3 農業基盤情報解析調査

この調査は、2の調査結果等を活用し、農業農村整備事業等の実施が地域の農業構造等に与える影響について分析を行うとともに、調査実施年度ごとに調査結果を取りまとめるものとする。

第3 実施主体等

1 農業基盤整備状況調査

(1) この調査は、第2の1の(1)に掲げる調査対象事業のうち独立行政法人水資源機構又は独立行政法人森林総合研究所（以下「機構等」という。）が事業実施主体であるものにあつては農村振興局、機構等以外の者が事業実施主体であるものにあつては地方農政局等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）を実施主体とし、都道府県、市町村等の協力を得て実施する。

(2) この調査の実施に当たって、地方農政局等は、調査方法及び調査結果について都

道府県、市町村等と密接な連絡調整を図るものとする。

- (3) 農村振興局及び地方農政局等は、本調査の実施に当たって必要がある場合は、その調査の一部を都道府県等に委託することができるものとする。

2 農業基盤情報管理調査

農村振興局及び地方農政局等を実施主体とする。

3 農業基盤情報解析調査

- (1) 農村振興局を実施主体とする。

- (2) 農村振興局は、調査の実施に当たり必要な事項について、研究機関等に委託することができるものとする。

第4 調査結果の報告

地方農政局等が調査実施主体となる調査について、地方農政局等は調査結果を取りまとめの上、毎年度の調査結果を調査年度の3月末日までに農村振興局に報告するものとする。

要領別紙2（施設情報管理・分析対策に係る運用）

第1 趣旨

国営土地改良事業により造成された土地改良施設の戦略的な保全管理を推進していくため、農業水利ストック情報データベースシステム（以下、「データベース」）の運用、施設の状況に応じた定期的な機能診断及び地区全体において最適となる機能保全計画の作成に係る技術指針の策定等を実施するものである。

第2 内容

本対策の内容は、以下のとおりとする。

1 農業水利ストック情報データベースシステムの運用

調査主体は、国営土地改良事業により造成された農業水利施設の補修履歴等の収集及びデータベースへの登載を行い、体系的に整理するとともに、データベースの運用、保守を実施するものとする。

2 機能診断及び機能保全計画の策定等に係る技術資料等の作成

調査主体は、データベースで整理した情報の分析及び評価による知見を基礎として次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 機能診断、機能保全計画の策定及びリスク管理に係る技術資料の作成
- (2) 工種毎の管理技術に係る技術資料等の作成
- (3) 操作規程及び管理規程の改訂
- (4) (1)～(3)のために必要となる基礎資料の整理、作成

3 更新事業における土地改良財産台帳等の検討

調査主体は、データベースの情報整理に資するため、国営造成施設に係る更新事業の実施に伴い土地改良財産台帳へ登載することとなる施設に関し、次に掲げる調整及び基本方針等の検討を行うものとする。

- (1) 更新事業に伴う土地改良財産台帳等の登載方法等の調整
- (2) 更新事業実施中及び整備後の管理方法等の検討
- (3) 土地改良財産台帳の口座の整理替等に係る基本方針の検討

第3 実施主体等

- 1 本対策は、農村振興局及び地方農政局等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）を実施主体とする。
- 2 農村振興局及び地方農政局等は、実施にあたって必要がある場合には、一部を関係する地方公共団体等に委託できるものとする。
- 3 実施にあたっては、関係する地方公共団体等と緊密な連絡調整を行うものとする。

第4 対策実施結果の報告

地方農政局等は、毎年度の調査結果を翌年度の4月末日までに農村振興局に報告するものとする。

要領別紙3（長寿命化施工技術推進対策に係る運用）

第1 趣旨

農業水利施設の補修・更新等に関して、これまでに施工された補修・補強技術データの収集・分析、地域特性に応じた補修・補強技術の体系化、情報の提供・共有体制、技術支援体制を構築し、農業水利施設の長寿命化の推進に資するものである。

第2 内容

農業水利施設の保全に関する技術基準の作成等に関して、次に掲げる業務を実施するものとする。

1 補修・補強技術の体系化

- (1) 補修・補強技術データの収集・分析
- (2) 技術体系化と技術情報の評価・分析
- (3) 補修・補強技術に係る設計・積算・施工の技術資料等作成
- (4) 技術情報の蓄積、共有化
- (5) 技術情報の更新、保守・管理

2 補修・補強技術支援体制の構築

- (1) 補修・補強技術支援体制の構築
- (2) 施工実績評価調査
- (3) 技術の導入促進

第3 実施主体

- 1 農村振興局及び地方農政局等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）を実施主体とする。
- 2 農村振興局及び地方農政局等は、長寿命化施工技術推進対策（以下「本対策」）の実施に当たり必要な事項について、研究機関等に委託することができるものとする。

第4 対策実施結果の報告

地方農政局等が実施主体となる対策について、地方農政局等は実施結果を取りまとめの上、毎年度の実施結果を翌年度の4月末日までに農村振興局に報告するものとする。